

北九州市平和のまちミュージアム管理要綱

北九州市平和のまちミュージアム条例（令和3年北九州市条例第25号。以下「条例」という。）並びに北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則（令和4年北九州市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市平和のまちミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（観覧料の減免）

- 第1条 観覧料を減免することができるものとして、市長が認めるものは、別表第1のとおりとする。
- 2 観覧料の減免を受けようとする者は、「減免申請書」（様式1）を、市長に提出しなければならない。ただし、証明書等の提示により、別表第1の内容を証明できる場合は「減免申請書」の提出を省略することができる。

（入館の制限）

- 第2条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
- (1) めいていしている者
- (2) 陳列品を汚損し、若しくは他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

（暴力団等の使用の制限）

- 第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での使用は許可しない。
- 2 前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の許可を取り消すものとする。

（寄贈及び寄託）

- 第4条 市は、条例第1条に規定する目的を達成するために、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 ミュージアムに資料を寄贈しようとする者は、市長に「寄贈申込書」（様式2）を提出し、「寄贈資料受領書」（様式3）により、承認を受けなければならない。
- 3 資料を寄託しようとする者は、市長に「寄託申請書」（様式4）を提出し、「資料受託書」（様式5）により、承認を受けなければならない。
- 4 天災その他避けることができない事情により寄託を受けた資料が滅失し、又は損傷することがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(特別利用)

第5条 ミュージアムが保有する資料（戦時資料展示パネル、啓発DVD等も含む）について、展示・研究等をするため、当該資料を特別に利用しようとする者は、市長に「資料借用申請書」（様式6）を提出し、「資料貸出承認書」（様式7）により、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による資料の特別な利用（以下「特別利用」という。）は、館内の所定の場所において係員の指示に従い行わなければならない。
- 3 他都市の資料館又は研究所の職員その他市長が適当と認める者は、前項の規定にかかわらず、資料の館外への貸出しを受けることができる。
- 4 市長は、第1項の許可（以下「特別利用許可」という。）に必要な条件を付することができる。
- 5 資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(特別利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しない。

- (1) 特別利用が当該資料の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 当該資料が現に展示されているとき。
 - (3) 当該資料が寄託された資料である場合において、当該寄託者の同意を得ていないとき。
 - (4) 当該資料に著作権がある場合において、当該著作権者の同意を得ていないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別利用を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項各号に該当することとなったときその他ミュージアムの都合により必要があるときは、特別利用を中止させることができる。この場合において、特別利用者（前条第1項の規定により特別利用許可を受けた者をいう。以下同じ。）に損害が生じることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。
- 3 市長は、特別利用者が前条第4項の条件に違反し、又は違反するおそれがあるときは、当該特別利用許可を取り消し、又は当該特別利用の中止を命じることができる。

(使用の条件)

第7条 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

(使用者及び観覧者の守るべき事項)

第8条 使用者等は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに騒音を発するなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (4) 陳列品にふれ、又は陳列品をき損するような行為はしないこと。
- (5) 定められた場所以外に出入りしないこと。
- (6) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (7) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。

(職員の立入り)

第9条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(運営懇話会)

第10条 ミュージアムの円滑な運営や展示資料等について意見を徴するため、北九州市平和のまちミュージアム運営懇話会を置く。

2 懇話会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(諸様式)

第11条 ミュージアムの事務手続きに関する諸様式は、次のとおりとする。

- (1) 減免使用申請書(様式1)
- (2) 寄贈申込書(様式2)
- (3) 寄贈資料受納書(様式3)
- (4) 寄託申請書(様式4)
- (5) 資料受託書(様式5)
- (6) 資料借用申請書(様式6)
- (7) 資料貸出承認書(様式7)

付 則

1 この要綱は、令和4年4月19日から適用する。

別表第1(第1条関係)

区分	減免割合	備考
1 療育手帳を所持する者及びその付添人	10割	
2 身体障害者手帳を所持する者及びその付添人(障害の程度1級～4級に限る)		
3 精神障害者福祉手帳を所持する者及びその付添人		
4 公的機関が発行した北九州市、下関市、福岡市、熊本市又は鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名及び生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード等)を所持する者	2割	
5 その他市長が特に必要と認めるとき	10割以内	

その他市長が特に必要と認めるときとは以下のとおりとする。

区分	減免割合	備考	
1 北九州市の主催事業(共催を含む)として観覧するとき	10割		
2 北九州市内の小中学校等の児童・生徒が学校教育等で職員引率により観覧するとき(引率者も含む)			
3 北九州市立子ども総合センターの児童が職員引率により観覧するとき(引率者も含む)			
4 学校教育者が教育活動の一環として観覧するとき			
5 類似施設の関係者が業務として観覧するとき			
6 公務につく者が公務上の目的のため観覧するとき			
7 報道関係者の取材として観覧するとき			
8 ミュージアムで展示を行う資料の寄贈者や寄託者が観覧するとき			
9 児童等がこども文化パスポートを提示し、観覧するとき			・夏休みに限定
10 児童等が「わらべの日」優待券を提示し、観覧するとき			・中学生以下 ・毎月第2日曜日

* 2の小中学校等には、北九州朝鮮初級学校、九州朝鮮中高級学校中級部、特別支援学校(盲聾学校、特別支援学校)の小学部、中学部、高等部を含む。

* 減免を適用した観覧料は、10円未満を切り捨てるものとする。